

作成日：2010年10月31日

タ イ

目 次

1. 侵害対策関連法令	1
2. 侵害対策関係機関	3
3. 侵害の定義	6
4. 侵害の発見から解決までのフロー	12
5. 侵害に対する救済手段	18
6. 留意事項	29
7. その他の関連団体	30

1. 侵害対策関連法令

1. 1 特許法(1999年第3次改正)

Patent Act B.E. 2522 (1979)、B.E. 2535 (1992) and B.E. 2542 (1999)改正、

第2章 第3節 特許権者の権利 第36条

第3章 意匠特許権者の権利 第63条

第3章の2 発明特許の小特許への準用 第65条の10 (第36条準用)

第6章 罰則 第85条(特許)、第86条(小特許)、第88条(法人の例外)

1. 2 商標法(2000年第2次改正)

Trademark Act B.E. 2534 (1991)、B.E. 2543 (2000)改正

第1章 第2節 商標権者の排他権 第44条

第2章 サービスマーク及び証明商標 第80条、第81条(第44条の準用)

第3章 団体商標 第94条(第44条の準用)

第4章 罰則 第108条から第110条

1. 3 地理的表示の保護に関する法律(2003年制定)

Act on Protection of Geographical Indication B.E.2546 (2003)

第4章 地理的表示の使用と使用の停止命令 第27条

第7章 罰則 第39条

1. 4 民商事法(2008年改正)

Civil and Commercial Code of B.E. 2468 (1925) 多数改正

第2編 第1章第2節 名前の不正使用による救済(商号) 第18条

1. 5 刑法

Penal Code of B.E. 2499 (1956) 多数改正

第2編 第8章 取引上の違法行為(商号、非登録商標、外国の登録商標)
第272条から第275条

1. 6 著作権法(1994年制定)

Copyright Act B.E. 2537 (1994)

第1章 第5節 著作権侵害 第27条から第31条

第2章 演奏家の権利侵害 第52条

第8章 罰則 第69条及び第70条

1. 7 集積回路配置設計保護法(2000年制定)

Act on Protection of Layout-Designs of Integrated Circuits B.E. 2543 (2000)

第2章 第2節 回路配置設計権利者の専有権 第22条

第7章 罰則 第48条及び第49条

1. 8 植物品種保護法(1999年制定)

Plant Varieties Protection Law B.E. 2542 (1999)

第3章 植物品種権利者の専有権 第33条

第4章 地域固有種の共同権利者の専有権 第47条

第7章 植物品種の権利者保護 第61条及び62条

第8章 罰則 第64条

1. 9 営業秘密法(2002年制定)

Trade Secrets Act B.E. 2545 (2002)

第1章 営業秘密の侵害 第6条

第6章 罰則 第33条から第36条

1. 10 税関法(2005年改正法)

Customs Act B.E. 2469 (1926)、B.E.2543 (2005)改正

第5章 商品の審査及び密輸の取締(著作権及び商標権侵害品の輸入)

第27条及び第27条の2

1. 11 その他

(1) 商標を偽造した商品の輸出入に関する商務省通知令(1987年)

Notification of the Ministry of Commerce on Exports and Imports of B.E. 2530 (1987) deals with the importation and exportation of goods with counterfeit trademarks.

(2) 著作権を侵害商品の輸出入に関する商務省通知令 94 号、95 号(1993 年)
Notification of the Ministry of Commerce on Exports and Imports Nos. 94 and 95
of B.E. 2536 (1993) deals with the importation and exportation of copyright
infringing goods.

2. 侵害対策関係機関

2. 1 名称: 商務省 知的財産局
Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce
責任者: Director-General
住所: 44/100, Nonthaburi 1 Road,
Bangraksor Sub-district, Muang District,
Nonthaburi 11000, Thailand
電話: +66-2547-4621~4625
Fax: +66-2547-4696
Website: <http://www.ipthailand.go.th>
2. 2 名称: 商務省 知的財産局 知的財産権侵害対策センター
Office of Suppression of Intellectual Property Rights Violation
Department of Intellectual Property, Ministry of Commerce
責任者: Director of the Office
住所: 44/100 Moo 1,
Sanambinnam-Nonthaburi Road,
Bangkrasor, Amphur Nonthaburi,
Nonthaburi 11000, Thailand
電話: +66-2547-4701~44703
Fax: +66-2547-4705
Website: <http://www.ipthailand.go.th>
2. 3 名称: 国家警察庁
Royal Thai Police
責任者: Commissioner-General
住所: Rama 1 Road, Wangmai Sub-district,
Pathumwan District,
Bangkok 10330, Thailand
電話: +66-2205-3620
FAX: +66-2251-5952
Website: <http://www.royalthaipolice.go.th>

- 2. 4 名称: 經濟犯罪制圧課**
Economic Crime Suppression Division
責任者: Commander
住所:: Sathorn Nua Road,
Silom Sub-district, Bangrak District
Bangkok 10500, Thailand
電話:: +66-2237-1199
FAX:: +66-2234-6806
Website: <http://www.ecdpolice.com>
- 2. 5 名称: 特別捜査局**
Department of Special Investigation
責任者: Director-General
住所:: 128, Chaengwattana Road,
Laksi District,
Bangkok 10210, Thailand
電話:: +66-2831-9888
FAX:: +66-2831-9888
Website: <http://www.dsi.go.th>
- 2. 6 名称: 税関局**
Customs Department
責任者: Director-General
住所:: 1 Sunthornkosa Road,
Klongtoey District,
Bangkok 10110, Thailand
電話:: +66-2667-7880
FAX:: +66-2667-7885
Website: <http://www.customs.go.th>
- 2. 7 名称: 税関局 検査及び取締部**
Investigation and Suppression Bureau,
Customs Department
責任者: Director-General
住所:: Soonthongosa Rd.,
Klong Toey, Klongtoey District,
Bangkok 10110, Thailand
電話:: +66-2667-7676~7677
FAX:: +66-2249-0445
Website: <http://www.iprcustoms.com>

- 2. 8 名称：** 中央知的財産及び国際取引裁判所
Central Intellectual Property and International Trade Court
責任者： Chief Judge
住所： Government Complex, Building A
Chaengwattana Road, Laksi District,
Bangkok 10210, Thailand
電話： +66-2143-0734
FAX： +66-2143-8732
Website: <http://www.ipitc.coj.go.th>
- 2. 9 名称：** 法務長官庁 知的財産訴訟局
Office of Attorney General, Department of Intellectual Property
Litigation
責任者： Director-General
住所： Government Complex, Building A
Chaengwattana Road, Laksi District,
Bangkok 10210, Thailand
電話： +66-2354-5100
FAX： +66-2354-5203.
Website: <http://www.ppty.ago.go.th/>
- 2. 10 名称：** タイ仲裁協会 司法部
Thai Arbitration Institute, Office of the Judiciary
責任者： Director-General
住所： 5-6th Floor, Criminal Court,
Ratchadapisek Road, Jatujak District,
Bangkok 10900, Thailand
電話： +66-2541-2298～2299
FAX： +66-2512-8432
Website: <http://www.adro.coj.go.th/>
- 2. 11 名称：** 刑事裁判所
Criminal Court
責任者： Chief Judge
住所： Criminal Court, Ratchadapisek Road,
Jatujak District,
Bangkok 10900, Thailand
電話： +66-2541-2284～2290
FAX： +66-2541-2141

Website: <http://www.crimc.coj.go.th/>

2. 12 名称 : 知的財産権侵害防止抑制委員会(民間団体)
Prevention and Suppression of Intellectual Property Infringement
Committee (PSIPC)
- 責任者: Director-General
- 住所:: 203/18-20, Soi Ladprao 15,
Ladprao Road, Jatujak District, Jatujak District,
Bangkok 10900, Thailand
- 電話:: +66-2938-6798
- FAX:: +66-2938-5583

3. 侵害の定義

3. 1 特許権の侵害

特許権侵害には製品と方法の侵害の態様があります。

- 特許が製品の場合、権利者の承諾なく、特許製品の製造、使用、販売、販売目的の所持、販売の申出、または輸入をする行為(特許法第 36 条第 1 項(1))
- 特許が方法の場合、権利者の承諾なく、特許された方法の使用、特許された方法を使用した製品の生産、販売、販売目的の所持、販売の申出、または輸入をする行為(特許法第 36 条第 1 項(2))

例外規定

- (1) 学習、研究、実験または分析を目的とする行為
- (2) 出願日以前の善意の特許製品の生産もしくは特許方法を使用する行為
- (3) 専門の薬剤師または開業医による処方箋に基づく薬剤の調合や医薬品を取り扱う行為
- (4) 特許期間の満了後に特許された医薬品を製造、配布または輸入することを意図する医薬品登録申請に関する行為
- (5) タイが加盟する特許保護に関する国際協定または条約の加盟国の船舶が、一時的にまたは偶発的にタイ領海内に侵入したときに、船体またはその付属品に必要な不可欠なものとして特許の主題となる機器を使用する行為
- (6) タイが加盟する特許保護に関する国際協定または条約の加盟国の航空機または陸上車両が、一時的にまたは偶発的にタイ領空や領土に侵入したときに、航空機または陸上車両の構造またはその付属品に必要な不可欠なものとして特許の

主題となる機器を使用する行為

(7)特許権者の承諾を得て製造または販売された特許製品の使用、販売、販売目的の所持、販売の申出、または輸入をする行為

(特許法第 36 条第 2 項)

保護期間:出願日から 20 年間

3.2 小特許

小特許は特許と同様の侵害判断、例外規定が適用されます。

(特許法第 65 条の 10)

保護期間:出願日から 6 年間、2 年単位で 2 回更新可能、最長 10 年間

3.3 意匠権の侵害

意匠権の侵害の態様は次の通りです。

- 権利者の承諾なく、意匠権を使用した製品の製造、意匠権が使用された製品の販売、販売目的の所持、販売の申出、または輸入する行為 (特許法第 63 条)

例外規定

(1)学習や研究目的で意匠権を使用する行為(特許法第 63 条)

保護期間:出願日から 10 年間

3.4 商標権の侵害

商標権の侵害の態様は次の通りです。

- 商標権者の承諾なく、登録商標が登録された商品またはサービスにおいて、当該商標、サービスマーク、証明商標及び団体商標を使用する行為 (商標法第 44 条)
- 他人の登録商標、サービスマーク、証明商標及び団体商標を偽造する行為 (商標法第 108 条)
- 他人の登録商標、サービスマーク、証明商標及び団体商標と誤認させる

ように模倣する行為（商標法第 109 条）

- 偽造または模倣した他人の商標、サービスマーク、証明商標及び団体商標を付した商品の輸入、販売、販売の申出、販売目的で所持する行為（商標法第 110 条(1)）
- 偽造または模倣した他人のサービスマーク、証明商標及び団体商標を使用し、サービスの提供やサービスの申出をする行為（商標法第 110 条(2)）

なお、タイ知的財産局は 2005 年に著名商標登録に関する規則を制定しましたが、侵害についての規定はありません。

例外規定

(1) 姓名、名字、営業所在地名の善意の使用、また前任者の事業におけるこれらの善意の使用、または、商品の性質や品質についての記述を善意に使用する行為（商標法第 47 条）

(2) 並行輸入（最高裁判所判決 No. 2817/2543(2000 年)）

保護期間:登録日から 10 年間、その後 10 年間毎の更新が可能

登録後、継続した3年間の使用義務があります。

3.5 地理的表示の侵害

地理的表示の侵害の態様は次の通りです。

- 地理的原産地登録出願で特定された地域とは異なる地域からの商品について、原産地を偽って表示するか、誤認させるように地理的表示を使用する行為（地理的表示の保護に関する法律第 27 条第 1 項(1)）
- 他の業者に損害を与えるために商品の地理的原産地、品質、評判、またはその他の特徴について混同または誤認させるようなその他の地理的表示を使用する行為（地理的表示の保護に関する法律第 27 条第 1 項(2)）

保護期間:法律上規定はない。

3.6 商号の侵害

商号の侵害の態様は次の通りです。

- 大衆を混同させるために、悪意で同一または混同するほど類似する商号を使用する行為（民商事法第 18 条、刑法第 272 条）

3.7 著作権の侵害

著作権侵害の態様は数多くありますが、直接(一次)侵害(著作権法第 27-30 条)と間接(二次)侵害(著作権法第 31 条)に分けることができます。

- 著作権を有する著作物を、権利者の承諾なく、①複製または②改作・翻訳・翻案をする行為や公衆へ伝達(通信含む)する行為 (著作権法第 27 条)
- 著作権を有する視聴覚著作物、映画著作物、録音著作物(音や画像)、及び電子計算機のプログラムを、権利者の承諾なく、①複製、②改作・翻訳・翻案、公衆への伝達(通信含む)または③原本或は複製を貸与する行為(著作権法第 28 条、第 29 条)
- 著作権を有する音や映像のある著作物を、権利者の承諾なく、①視聴覚著作物、映画著作物、録音著作物または音や映像のある著作物の全部或は一部の製作、②音と映像のある視聴著作物の全部または一部の再放送(複製)、③報酬を得る目的で音や映像のある視聴覚著作物を公衆に視聴させる行為 (著作権法第 30 条)
- 著作権侵害を知らずながらその著作物を、商業的目的で、①販売、販売目的の所持、販売の申出、貸与、貸与の申し出、割賦販売、割賦販売の申し出、②公衆への伝達(通信含む)、③頒布して著作者に損害を与える行為、または④販売目的での輸入(著作権法第 31 条)

例外規定

著作権法は第 1 章第 6 節に 11 条を割いて例外規定を設けています

(1) 他人の著作権から利益を得ず、著作物の著作者を知り、著作者の権益に影響を及ぼさない行為は著作権侵害と見なされない。

例えば、次のような行為;

- ①著作物の分析や研究、
 - ②個人的な使用、
 - ③著作物の批評や紹介、
 - ④著作物のマスメディアによる情報提供、
 - ⑤裁判などの法律行為のための複製、改作、展示などの利用、
 - ⑥教師の教育のための複製、改作、展示などの利用、
 - ⑦教師または教育機関が教育施設内で学生に対する配布や編集、要約、
 - ⑧試験問題や回答の一部として使用
- (著作権法第 32 条)

(2) 著作物の限られた部分について、語り、抽出、切取、複製、引用する行為(著作権法第 33 条)

(3) 著作物を図書館の司書が非営利目的で、

- ①図書館内での使用または他の図書館に提供するための複製する行為、
- ②研究または研究目的で行われる個人的な合理的な部分を複製する行

為

(著作権法第 34 条)

(4) 著作権を有する電子計算機のプログラムについて、非営利目的での次のような行為;

- ① 研究や教育、
- ② 個人的な使用、
- ③ 批評紹介、
- ④ マスメディアによる情報提供、
- ⑤ 保守またはバックアップのための複製、
- ⑥ 裁判などの法律行為のための複製、修正など、
- ⑦ 試験の問題、回答の一部としての使用、
- ⑧ プログラムを使用するため必要な改変、
- ⑨ 公衆の利益のために研究目的で複製する行為

(著作権法第 35 条)

(5) 演劇著作物または音楽著作物について、非営利目的かつ無報酬で、慈善、教育、宗教、福祉事業目的の協会、財団、その他の団体が公衆への伝達目的で上演する行為

(著作権法第 36 条)

(6) 公共の場所の展示芸術作品や建築著作物を図、絵画、建築、版画、塑像、彫刻、印刷、写真、映画、映像放送する、或はこれらに類似する行為

(著作権法第 37 条、38 条)

(7) 芸術作品の写真、映画、映像を放送する、或はこれらに類似する行為

(著作権法第 39 条)

(8) 芸術作品の著作者が共同で作品を所有しない場合、著作者が原著作物を複製もしくは実質的な部分の複製をせずに、原著作物の創作活動から得られた知見を引き続き利用し他の著作物を創作する行為

(著作権法第 40 条)

(9) 建築著作物について、その建物を以前の状態に復元する行為

(著作権法第 41 条)

(10) 映画著作物の保護期間終了後に、映画著作物の創作に使用された文学、演劇、芸術、音楽、視聴、録音著作物およびその他の著作物を含む映画著作物の公衆への伝達(通信含む)する行為

(著作権法第 42 条)

(11) 政府所有の著作物を公認の役人または当該役人の命令により複製する行為

(著作権法第 41 条)

保護期間: 創作日から創作者の死後 50 年、法人の場合は公表後 50 年

3. 8 集積回路配置設計の侵害

集積回路配置設計の侵害の態様は次の通りです。

- 権利者の承諾なく、商業目的で、またその方法を問わず保護された回路

配置設計が含まれる回路配置設計または集積回路を複製、輸入、販売、または頒布する行為（集積回路配置設計の保護法第 22 条）

例外規定

- (1) 評価、分析、研究もしくは教育目的での複製する行為
- (2) その回路配置設計の結合する行為
- (3) 商業目的ではない個人の関心から複製する行為
- (4) 権利者から商取引により合法に入手した集積回路設計を複製、輸入、販売、または頒布する行為
- (5) 独自に創作されたことが明白であり、保護された回路配置設計と同一の回路配置設計が含まれる回路配置設計または集積回路設計を複製、輸入、販売、または頒布する行為
（集積回路配置設計の保護法第 23 条）

保護期間：出願日もしくは最初に業として利用した日から 10 年

3. 9 植物新品種の侵害

植物新品種の権利の侵害の態様は次の通りです。

- 権利者の承諾なく、保護された植物新品種の繁殖種を、その方法を問わず生産、販売、頒布する行為、輸出入、またこれらの目的で所持する行為（植物品種保護法第 33 条第 1 項）

例外規定

- (1) 繁殖種として使用する意図のない繁殖種に関する行為
- (2) 育種または開発目的で教育、研究、実験或は分析する行為
- (3) 植物新品種に対する善意による行為
- (4) 大臣による促進事業として公示を条件とした、生産者による栽培または繁殖させる行為
- (5) 植物新品種に対する商業目的ではない行為
- (6) 権利者の承諾あるいは提供を受けた繁殖種を、その方法を問わず販売、頒布する行為、輸出入、またこれらの目的で所持する行為
（植物品種保護法第 33 条第 2 項）

保護期間：	二年生植物	登録日から 12 年
	多年生植物	登録日から 17 年
	多年生果樹植物	登録日から 27 年

3. 10 営業秘密の侵害

営業秘密の侵害の態様は次の通りです。

- 営業秘密の所有者の承諾なく、不正な商業行為、例えば、秘密契約不

履行、侵害または侵害勧誘、贈収賄、強迫、詐欺、窃盗、盗品の受領、及び電子的またはその他の方法でのスパイ行為との認識のもと、営業秘密を開示、持出しまたは使用する行為（営業秘密法第6条）

例外規定

(1)合法的に、侵害の認識や侵害と気づくことなく得た取引相手先の営業秘密を開示または使用する行為

(2)公衆の衛生や秩序維持のため、または合理的保護手段を講じながら非営利目的で公共の利益のために政府機関が営業秘密を開示または使用する行為

(3)独自の知識や創造活動により発見した同一の営業秘密

(4)善意取得した製品のリバースエンジニアリングを行い知りえた営業秘密
但し、営業秘密所有者または製品の販売者と別段の契約がある場合はその限りではない。

(営業秘密法第6条)

保護期間：秘密として管理される期間

注意：営業秘密とは、まだ一般に認識されず、通常その種の情報に接する人々に知らされていない情報であり、機密であることにより価値があり、適切な手段で管理されている技術情報とビジネス情報があるとされています。こうした秘匿性、有用性、また秘密管理監督の状況がない情報は、営業上の秘密権利として認められないことがあります。

4. 侵害の発見から解決までのフロー

4.1 侵害の発見

タイで侵害を発見したと報告を受けた場合、その侵害を発見した現地法人や提携相手先に依頼し、侵害とされる事実（以下、被疑侵害と言います）に関する詳しい情報の入手に努めます。具体的には、被疑侵害が行われている地域、店舗など報告された場所での状況、相手先、被疑侵害品の入手に可能な限り努めます。被疑侵害品の入手が困難である場合は、被疑侵害品の写真やビデオ、関連するパンフレット、説明書など侵害につながる資料をできるだけ迅速に収集することが重要です。そして、収集された資料に基づき確かに侵害品であるか否か、そうした事実の初期判断を行います。

また、被疑侵害行為についてはその状況や規模などから、自社に直接的、また間接的にどれくらい事業への影響があるのか、その事件概要を把握、検討します。そして、今後の対応方針を立てます。

4.2 証拠の収集

被疑侵害に対する対応方針が決まると、その対応方針に準じた証拠品や被疑侵害行為に対する証拠収集を開始します。侵害の事実を立証する直接的資料と情報をできる限り収集します。

- 例えば、
- ①被疑侵害者による侵害の場所や規模、
 - ②写真やビデオによる証拠の撮影、
 - ③侵害鑑定などのための証拠品の購入、
 - ④関連するパンフレット、説明書の収集、
 - ⑤その他の関連調査

侵害の場所は店舗以外にも、倉庫や住居など複数存在する場合が想定されるため、可能な限り広範囲の調査を実施します。

証拠品が入手できた場合は、精巧な侵害品か、また質の悪い模倣品であるどうか、また自社の真正品や並行輸入品ではないかどうか判定します。そして、パッケージや商品本体にどのような記載があるのか、製造国や番号類、製造元、商標などの記載があるかどうか、また、パッケージや付属する説明書などの記載は自社のものと比べて同じか、違うのであれば、どこがどう違うのかなどを細かく分析します。こうした分析によって、商標、意匠、特許、また著作権のみの侵害なのかなど、どの知的財産権が侵害されているのかを判断し、今後の対応方法を定める参考にします。

証拠収集においては、今後採用する手続きにおいて、必須で不可欠となる証拠の選定、そして、それらの証拠には公証などの措置が必要ですので、現地の法律事務所と相談しながら手続きを進めます。証拠類の入手が困難であったり、リスクを伴ったりする場合は、必要に応じて調査会社の利用を検討します。

ところで、被疑侵害者が証拠を処分、隠匿するおそれがある場合は、中央知的財産及び国際取引裁判所に、係争前の手続きとして、アントンピラー命令や仮差止(第5.2項参照)を請求することができます。しかし、アントンピラー命令や仮差止命令は認められることが少ないため、こうした状況になった場合には、現地の弁護士に相談し、迅速に必要な対応をとります。

・アントンピラー命令(Anton Pillar Order)

アントンピラー命令とは、被疑侵害者が知的財産権者による調査を妨害したり、証拠の隠匿や隠滅をしたりするような行動をとるおそれがある場合、関連するあらゆる証拠を速やかに保全しないと、将来訴訟などの手続きを取る際に事実認定などのために十分な証拠を提出できなかつたり、損害を証明できないことにつながります。従って、被疑侵害者のそうした行為をさせないようにするための、タイでは中央知的財産

及び国際取引裁判所により決定される、緊急時の証拠を差押えるための命令のことを言います。

この命令は稀にしか認められない現状がありますが、知的財産権者は被疑侵害関係者のそうした行為や可能性に気付いた時点で申し立てることができます。申立て者である知的財産権者は後日にそうした証拠を得ることや引用することが難しくなる緊急事態であることを証明しなければなりません。裁判所は起こりうる損害を想定して、申立て者に差押期間と状況に基づいた担保金の支払いを命じます。証拠の保全のための捜査は捜査官に知的財産権者や代理人が同行して行うことができます。

4.3 侵害者の特定

初期確認段階で被疑侵害者の特定ができていると考えている場合でも、被疑侵害者の特定をするには現地の法律事務所や調査機関に依頼して、必ず再確認をすることが肝要です。被疑侵害者を誤って提訴した場合、非侵害や名誉棄損などにつながる恐れがありますので、正しい被疑侵害者を確認する作業は必ず行います。

タイの法律事務所の一部には独自に調査員を保有している事務所もあります。また、タイのバンコックには複数の調査機関や調査員が活動していますが、英語などの外国語ができる機関は限られており、また調査技能や信頼性などの評価が難しいので、経験のある法律事務所にご相談されることをお勧めします。

4.4 権利行使の判断

タイでの侵害アクションを起こす前に、どの知的財産権に基づいて、訴訟を含めてどういった権利行使をするのかの分析を行います。活用する商標、意匠また特許などの知的財産権については、その権利範囲の確認、有効性と侵害判断については、社内で概要確認を行った後、現地の法律事務所へ依頼し、現地の法律や過去の判例などに基づいて、鑑定やコメントを入手します。

過去のトラブル事例に、特許権者が自社の特許に基づき被疑侵害者に対して刑事告訴を起したところ、被告はその特許には新規性が欠如していると特許無効を主張しました。裁判所はその主張を認め、その特許は無効であると認定しました。その後、特許は取消され、被疑侵害者から特許権者は不法行為により提訴されました。こうしたことを受けて、最高裁判所は裁判所意見 No.974/2551(2008)を公布し、無効な特許に基づいて第三者に権利行使を行う場合、特許権者はその損害に対する責めを負うと規定しています。

下記の項目は、権利者が権利行使前の準備段階で注意すべきポイントです。

1. タイにおいて適切な知的財産権を保有している場合、対象となる知的財産権が有効であることを確認する。なお、対象となる知的財産権がまだ出願係属中で権利が付与されていない場合は、他国での登録状況などを含めて、今後の登録

の見通しを確認する。

2. 権利主張に活用する知的財産権については、権利範囲を確認し、被疑侵害品や被疑侵害行為がその知的財産権の権利範囲に含まれるのかどうかを比較検討する。
3. タイの法律事務所から対象となる知的財産権の有効性や被疑侵害品の侵害判断に関する鑑定書を入手する。
4. どのような救済を求めるのか、つまり民事訴訟または刑事告訴による製造や販売の差止、また損害の賠償まで求めるのかどうかを検討する。
5. 関連する知的財産権に関する有効な証明を準備する。
6. すべての必要書類を正しく準備する。例えば、委任状であれば、代理人が適切に権利行使に関与できるもので、公証など必要な手続きがとられていること。
7. 被疑侵害者の侵害に関する情報や資料を適切に収集、準備する。

知的財産権者は対象となる権利が自身の権利であることを証明しなければならぬので、知的財産権の登録証書を準備します。著作権の場合は、登録証書または所有権を示すその他の証拠が求められます。タイでの知的財産権であれば、タイ知的財産局による証明が求められます。そして、委任状は署名済みのもので公証と領事認証されたものが求められます。権利行使においては、すべての外国の書類が原本でない場合は、公証と領事認証を行います。その他のタイ国内で入手できる書類は、公証も領事認証も不要です。これらの書類は作業の遅延を防ぐ上でも事前の準備をお勧めします。

次に、被疑侵害者がとりうる反応については十分な配慮をしなければならない。

被疑侵害者の侵害実態の確認において、権利者やその代理人が被疑侵害者の調査や被疑侵害行為の確認を、信頼のおける警察と行うことは大変重要です。侵害が地方であり、その地域の警察の対応が不十分と思われる場合は、代理人と相談してバンコクの警察に依頼するなど、特別の対応が時には必要となります。

また、侵害が市場の屋台や、いわゆるマーケットやモールなどでブロックやパーティーションで仕切られた売店などで行われている場合、警察とともにレイドを実施した時、警察が被疑侵害者を特定しようとはしますが、被疑侵害者が不在もしくは逃亡していることがあります。従って、事前に被疑侵害者の行動パターンやスケジュールなどを調べることも重要です。なお、こうした逃亡の場合、侵害者を特定できないので、侵害品は差押えられ、廃棄されるまで10年間警察の保護管理下におかれることとなります。

被疑侵害者による反訴は、通常タイで取られる権利行使の手法が刑事告訴であり、検察により調査されたものであるため、一般的にはありえない。反訴があるとなれば、パッシングオフ(詐称通用)及び特許侵害、また損害賠償などの場合が考えられます。

例えば、タイでの商標権がない場合や商標権が対象となる商品やサービスを保護していない場合には、刑法第271条から第275条の取引上の違法行為の規定を利用し、商標のパッシングオフとして争うことが可能です。しかし、侵害の対象となる権利が比較的明瞭、または容易に判断できる商標であっても、登録された商標権がないと、特許権や著作権侵害に比べて、被疑侵害者は反訴により争う可能性が高いと言えます。被疑侵害者は勝てる可能性があると考えれば、当然反訴をしてくる可能性があると考えられますので、十分な市場での認知度や信用などに関する使用を準備するなどの注意が必要です。

ところで、並行輸入品の商標について特殊な例があります。並行輸入品に対して、タイの規格に合わせる改良を行い、タイでの販売会社が自社の商標に併せて元の商標を付して販売するような行為は、侵害に当たらないと判断されますので、複雑な侵害状況の場合は現地法律事務所に判断を求めることをお勧めします。

また、前述の通り、特許権が無効事由を抱えながら刑事告訴をした場合、反訴を受ける可能性がありますので、特許権についてはその有効性などリスクを事前に判断しておきます。

損害賠償の場合、侵害者は賠償額が想定より高額である場合や自身の合法的な事業活動に対する不公正な妨害になると考える場合などは、反訴を起こす可能性があります。しかし、現在まで侵害者がこうした反訴をとった例は少ない模様です。

4.5 警告状(侵害停止要求)

日本企業はしばしば警告状(Warning Letter)を被疑侵害者に送り、警告による侵害行動の中止や和解への転換、また相手がどのような対応をするか様子を見る手法として利用します。しかし、タイの侵害対応実務では、警告状は一般的には利用されないことが多くあります。タイ国内では、民事訴訟の場合、一つの手段として利用されますが、刑事告訴の場合、侵害者に何らかの回避対応の機会を与えることとなりますので、あまり勧められる手法ではないと考えられています。

警告状を利用できる場合の例として、被疑侵害者が一定規模の事業者である場合、また一定量の製造行為を継続しているような業者に対しては有効に利用できると考えられます。また、その効果的な取扱いとして、警告状が相手方の確実な受領とその内容に対する対応を求めることであり、法律事務所や警察と相談しながら慎重に行うことが求められます。

一方、特許権や意匠権侵害の場合で、関連する発明や意匠の出願に未だ権利付与がなされていない状況では権利行使ができません。従って、被疑侵害者の侵害行為に対しては、特許出願が公開されてから書面による通知ができる状況でなければ、侵害の事実があっても侵害と見なされません。従って、そうした未公開期間に侵害を

発見し、損害を請求するには、出願が公開された後に、警告状を送付します。なお、最終的に認可された権利範囲が公開時と異なる場合は、侵害行為が権利範囲に入るのかどうかを判断する必要があります。

裁判手続き以外で侵害者との和解交渉が成功した場合、知的財産権者は和解条件の内容を網羅した和解契約書や念書を用意し、侵害者からタイやその他の地域で侵害行為や侵害品の取引を再開しないこと、保管侵害品の引渡し、侵害品の出所の開示、謝罪広告、賠償額や合理的な支出について負担することなどを保証する内容で、文書を交わすことが一般的です。

4.6 侵害に対する法的措置

タイでは知的財産権の侵害に対する対抗措置として、刑事告訴と民事訴訟の2つの主要な選択肢があります。

一般的に、タイで侵害事件に対して効果があり、少なくとも侵害問題を減少させるには、警察のレイド及びそれに引き続く被疑侵害者の刑事告発が好ましい手段として、良く利用されています。例えば、侵害行為が継続しており、侵害の事実が明らかであり、早い侵害行為の停止や解決を望む場合は、刑事告訴を選択することが勧められます。

一方、民事訴訟の場合は、例えば、負担するコストが高く、手続きが2～3年と長期にわたり、主張する知的財産権が無効や取消請求を受ける、被害を受けた損害額の証明の難しさ、侵害した被告に支払い能力がないなど、いくつか利用しづらい面があります。従って、被告による侵害規模が大きく、侵害の継続がある、また被告となる侵害者に支払い能力がある場合、また警察が対応しづらい非登録の著名商標の侵害や特許権侵害の場合は、民事訴訟が勧められます。特に、非登録の著名商標の場合、その商標が関係する業界や一般公衆の間で著名であることを証明しなければなりません。また、その著名性を示す証拠資料の作成には時間と費用がかかり、その資料も膨大になります。

刑事告訴を行った場合、警察が事案に一応の事実があり十分な理由があると判断すれば、レイドを実施します。実務上、警察が独自にレイドを実施したとしても、警察は製品が対象となる知的財産権を侵害した物かどうかの判断を求めるために知的財産権者や代理人を同行させます。侵害が確認されれば、侵害者は逮捕され、侵害品は押収されます。押収した侵害品は事件が解決するか、裁判所の決定が出されるまで警察に保管されます。なお、警察がその事件に十分な理由がないと判断し、レイドなどが実施されない場合、知的財産権者は自ら直接中央知的財産及び国際取引裁判所に提訴することができます。

5. 侵害に対する救済手段

タイでの侵害の救済方法には、刑事告訴、民事訴訟、税関での水際対策（行政対策）及び仲裁による解決策があります。また、救済内容は、刑事告訴では侵害品の差押と廃棄命令及び刑罰（罰金や禁固）、民事訴訟では仮命令、恒久的差止禁止命令及び損害賠償命令、税関では差押と廃棄及び罰金についての判断がなされます。

5.1 刑事告訴

タイの知的財産権法はすべての知的財産権侵害行為に対して刑事罰を規定しています。ここでは、刑事訴訟の手続きと各知的財産法が規定している刑罰について概要をまとめます。

● 刑事訴訟手続き

タイでの知的財産権に関する刑事告訴は、民事訴訟に比べて約 30 倍の年間約 6,000 件と良く利用されています。刑事告訴は、知的財産権者のみが被疑侵害に対して権利行使することができます。つまり、現地法人や代理店など専用実施権者がいたとしても、独自に権利行使をすることができないので、現地法人などに対策を委託する場合は委任状を発行する必要があります。また、タイの知的財産局に登録されている登録名義や住所が変わっている場合は、あらかじめ変更手続きをすることが肝要です。

告訴先は、既に述べたように所轄の警察もしくは警察機関、または中央知的財産及び国際取引裁判所となります。中央知的財産及び国際取引裁判所へ直接提訴することは、原告自ら侵害にかかる証拠や罪状について実証することになり、また被告には否認や防衛する機会が与えられるために有効に機能せず現実的ではないため、一般的には警察機関に告訴することにより、レイドによる証拠固めや罪状の確定がなされるので効率的であり、コスト的にも安上がりとなります。

最近の知的財産権に関する刑事告訴件数は、2007 年が 6,965 件、2008 年が 6,682 件と 5 年前に比べて 50%ほど増加しており、今後も増える傾向にあります。

(1) 警察に告訴する場合

第4.2項で収集した被疑侵害証拠品、また被疑侵害者や侵害場所の情報に加え、知的財産権者を証明する証書や委任状、真正品サンプルなどを警察に提出します。

警察は被疑侵害行為が事実であり、十分な理由があり、対応が必要であると判断すれば、裁判所から捜査令状を入手して、知的財産権者もしくはその代理人を帯同して、レイドを実施します。警察は侵害実体の捜査や侵害品の押収を行い、知的財産権者には侵害品の確認や検査を求め、被疑侵害関係者から供述調書をとります。

次に、警察は、事件に罪状があると判断した場合、被疑侵害者を刑事訴追するための準備を行い、検察官に対し裁判所に告訴するように事件を送致します。

検察官は、告訴状を中央知的財産及び国際取引裁判所に提出し、被疑侵害者を被告として提訴します。知的財産権者は共同原告として訴訟に参加可能であり、侵害品の処分などについて確認することができます。

法廷では、裁判官による罪状認否が行われ、被告がその罪状を認めるか、罪状を認めない場合でも、証言や証拠などから有罪との決定がされた場合、被告に刑罰が言い渡され、侵害品は裁判所に没収され処分されます。被告が不服の場合は判決後1ヶ月以内に最高裁判所に上告することができます。

(2) 中央知的財産及び国際取引裁判所へ直接告訴する場合

知的財産権者が自ら侵害品収集や侵害事実の証拠を収集した場合、罪状を決めて、告訴状を直接裁判所に提出することができます。

裁判所は告訴状を受領した後、事前審査において、罪状の有無を判断します。罪状があると判断した場合は、刑事訴追の証拠の決定など必要な手続きを原告に求めます。原告は最終的な告訴状を作成し、提出することで刑事告訴が受理されたこととなります。

その後の手続きは、罪状認否と続き、警察に告発した場合と同様、被告がその罪状を認めるか、罪状を認めない場合でも、証言や証拠などから有罪との決定がされた場合、刑罰が言い渡され、侵害品は裁判所に没収され処分されます。被告が不服の場合は判決後1ヶ月以内に最高裁判所に上告することができます。

● 各知的財産権法上の規定

(1) 特許法

特許法上の救済規定は、禁止命令、損害賠償請求、侵害品の没収及び廃棄。
(特許法第77条)

特許法上の罰則規定は、以下の通りです。

(a) 特許及び意匠

2年以下の拘禁刑もしくは40万タイバーツ以下の罰金、またはその両方が科せられます。(特許法第85条)

(b) 小特許

2年以下の拘禁刑もしくは20万タイバーツ以下の罰金、またはその両方が科せられます。(特許法第86条)

(2) 商標法

商標法上の救済規定は、侵害品の没収(商標法第115条)及び使用の差止。
(商標法第116条)。

商標法上の罰則規定は、以下の通りです。

- (a) 他人の登録商標の偽造、偽造された商標を付した物品の輸入・販売・販売の申出・所持及び偽造した商標を付したサービスの提供または申出る行為(商標法第108、110、111条)
4年を超えない禁固もしくは40万タイバツを超えない罰金、またはその両方が科せられます。
- (b) 公衆に他人の登録商標と誤認させる模倣、模倣した商標を付した物品の輸入・販売・販売の申出・所持及び模倣した商標を付したサービスの提供または申出る行為(商標法第109、110、111条)
2年を超えない禁固もしくは20万タイバツを超えない罰金、またはその両方が科せられます。

(3) 地理的表示法

地理的表示法上に救済規定は定められていません。

地理的表示法上の罰則規定は、出所詐称、混同を目的とする行為、他人への損害目的の行為(地理的表示法第27条)に対して、20万タイバツ以下の罰金が科せられます。(地理的表示法第39条)

(4) 著作権法

著作権法上の救済規定は、逸失利益や合法的支出を含む損害賠償(著作権法第64条)及び差止命令です。(著作権法第65条)

著作権法上の罰則規定は以下の通りです。

- (a) 直接的侵害の場合(著作権法第27、29、30、52条)
2万タイバツ以上20万タイバツ以下の罰金が科せられます。
商業目的の場合、6ヶ月以上4年以下の禁固または10万タイバツ以上80万タイバツ以下の罰金かまたは両方が科せられます。(著作権法第69条)
- (b) 間接的侵害の場合(著作権法第31条)
1万タイバツ以上10万タイバツ以下の罰金が科せられます。
商業目的の場合、3ヶ月以上2年以下の禁固または5万タイバツ以上40万タイバツ以下の罰金、または両方が科せられます。(著作権法第70条)

(5) 集積回路配置設計法

集積回路配置設計法上の救済規定は、侵害品の没収と廃棄命令です。(集積回路配置設計法第53条)。

集積回路配置設計法上の罰則規定は以下の通りです。

- (a) 許可なく複製した場合(集積回路配置設計法第22条第1項(1))
5千タイバツ以上5万タイバツ以下の罰金が科せられます。(集積回路

配置設計法第48条)

(b) 輸入販売した場合 (集積回路配置設計法第22条第1項(2))

2千タイパーツ以上20万タイパーツ以下の罰金が科せられます。(集積回路配置設計法第49条)

(6) 植物新品種法

植物新品種法上の救済規定は、逸失利益や合法的支出を含む損害賠償(植物新品種法第61条)及び押収命令です。(植物新品種法第62条)。

植物新品種法上の罰則規定は以下の通りです。

(a) 権利者の承諾なく、保護された植物新品種の繁殖種を、その方法を問わず生産、販売、頒布する行為、輸出入、またこれらの目的で所持する行為(植物品種保護法第33条第1項)

2年を超えない禁錮刑あるいは40万タイパーツを超えない罰金、あるいはその両方を科せられます。(植物新品種法第64条)

(b) 人に誤解させる目的で、植物新品種を偽造あるいは模倣した標章を使用、あるいはその他の行為を行なった場合

6ヶ月以上5年以下の禁錮刑及び2万パーツ以上20万パーツ以下の罰金を科せられます。(植物新品種法第67条)

(6) 営業秘密法

営業秘密法上の救済規定は、侵害差止と中止命令(営業秘密法第8条第1項(1))及び恒久的侵害中止命令と補償金支払い命令です。(営業秘密法第8条第1項(2))。

営業秘密法上の罰則規定は以下の通りです。

(a) 他人が保有する営業秘密が事業上損失を被るように、悪意により営業秘密状態でなくなるよう開示した場合

1年以下の禁錮あるいは20万タイパーツ以下の罰金、またはその両方が科せられます。(営業秘密法第33条)

(b) 営業秘密を保護管理する権限を持つ者が、自己または他人の利益のために正当な権利なく秘密を開示または使用した場合

5年以上10年以下の禁錮あるいは100万タイパーツ以上200万タイパーツ以下の罰金、またはその両方が科せられます。(営業秘密法第34条)

5.2 民事訴訟

ここでは、タイの民事訴訟の概要及び知的財産法に規定がある仮差止について概説します。

タイの民事訴訟は恒久的差止命令と損害賠償を得ることが主な目的となります。従って、原告には侵害と損害額の証明責任がありますので、侵害についての証明、権利者として被った損害または侵害者が得た利益、そして提訴にかかった合理的な

支出もそうした損害の一部として精査し、全体の損害を証明する資料の作成を行います。

一般的に、原告のこうした損害額や侵害者が得た売上額や利益額、また逸失利益額を証明するためには、大変な調査と労力がかかり難しい手続きとなります。また、損害額をライセンス料率で算定することも可能ですが、社内の内部情報が流出するおそれがあるため、十分配慮をしながら対応をすることが求められます。

また、現在のタイの訴訟実務では、損害額の算定ができたとしても、侵害者が侵害の事実を認めると実際に認定される額が減額されるなど、損害を十分回収できないことが課題となっています。タイでは、被告である侵害者に十分な支払能力がない場合が多く、支払い能力を含めて、侵害者を調査し、把握しておくことも肝要です。

また、民事訴訟の場合、結審までに 3 年程度の期間がかかりますので、実際の差止のみならず損害賠償を得るにも時間のかかるものとなります。

以上のようなさまざまな条件や状況、また事情を踏まえて、民事訴訟を開始するかどうかについては、提訴前に十分な調査や検討を行います。

ところで、統計によれば知的財産権に関する民事訴訟件数は毎年 200 件程度で、刑事告訴に比べて件数は少ないです。近年の傾向として、2003 年頃 10 件程度であった特許及び小特許の侵害訴訟が 2008 年は 32 件と急増しています。これは特許権による権利行使を必要とする機会が増えていること示すものとして注目されるといえます。

● 民事訴訟手続き

タイでの知的財産関連事件の民事訴訟は通常二審制となり、中央知的財産及び国際取引裁判所に提訴し、最高裁判所への控訴が可能です。知的財産に関する民事訴訟では、通常民商法 420 条や第 421 条が規定する他人の権利の悪用とそれに対する賠償に基づいての提訴となります。

まず、証拠の準備をします。証拠収集については、第 4. 2 項で収集したものになりますが、民事訴訟の資料として不足がないかどうかを確認します。特に、特許侵害訴訟の場合には、現地の法律事務所と相談し、特許の有効性を含めた補強資料をさらに準備します。また、民事訴訟では損害額を証明することになりますので、新たに損害額、被告の侵害品による売上額や利益額を調査し、加えて原告としてかかった合理的支出額を証明する資料を準備します。これらをまとめて、最終的に被告となる侵害者の確認を行い、訴状を完成します。なお、商標などの実体的権利がなく、パッシングオフや不正競争に基づく場合は、勝訴の確立も低く、勝訴しても賠償額が僅かになりますので、全体的な検討事項に加えるようにします。

次に、準備された訴状を含む資料についてはタイ語への翻訳をします。資料が大量である場合は、翻訳費用が大きくなりますので注意が必要です。また、外国からの書類は公証及び領事認証を行います。弁護士への委任状を含めて、提出資料については現地弁護士と打合せを行い、最終確認を行います。

民事手続きは原告が中央知的財産及び国際取引裁判所に訴状を提出することから始まります。中央知的財産及び国際取引裁判所は訴状の受理の可否について検討します。裁判所は、原告及び訴状について審査し、受理と決定すると、被告に対し訴状のコピーと召喚状を発行し出頭を命じます。

被告は召喚状及び訴状の送達日から15日以内に、裁判所に対して弁駁書を提出しなければならず、原告が主張する訴訟事由に同意するか否か、否認する場合にはその理由を書面で応答します。

召還日には原告及び被告が出頭し、公聴会の日程を決定します。しかし、被告が答弁しないか、訴状の内容を認めている場合、また裁判所が公聴会を開くまでもないと判断した場合は、召還日に争点の確認が行われ、双方の合意があれば、供述書作成、判決と進むことがあります。

公聴会には、原告及び被告の双方が裁判所に出頭し、裁判官は訴状及び関係当事者の供述書を確認します。裁判官は、双方の主張や論点の違い及び提出された証拠について、当事者双方に説明と確認を求めます。双方からの説明や主張について、裁判官は整理し、争点となるポイントを確定し、判断を行います。

特許や意匠に基づく裁判の場合は、被告が殆どのケースで、新規性や進歩性に基づく有効性がないとの反論をします。従って、新たな証拠や証人が必要であれば提出を命じ、別に公聴会を開催し、最終的な判断がなされます。

中央知的財産及び国際取引裁判所が最終的な判断を判決として下します。被告が不服の場合は、判決後1ヶ月以内に最高裁判所に上訴することができます。タイでは、被告が判決を不服として、最高裁判所に上訴することが一般的に行われており、更に2年ほどの間、訴訟が係属することになることが想定されます。

● 仮差止

タイの特許法第77条の2、商標法第116条及び著作権法第65条において、知的財産権者に侵害行為の差止請求権を認めています。

仮差止の請求は民事訴訟とは別に、中央知的財産及び国際取引裁判所に対して請求することができます。裁判所は、その請求に裁判所が認める妥当な理由があり、

またその損害が金銭などでの補償に限られないこと、あるいは容疑者に対して後日判決を下すことができないなどの状況を判断して、受理の可否を決定します。必要に応じて、担保金の支払いが求められます。

仮差止はアントンピラー命令(4. 2項参照)と併せて利用されることが考えられますが、裁判所が認める例が少ないために、あまり利用されていないようです。従って、具体的な案件とその実効性については現地の弁護士に相談することをお勧めします。

5.3 税関-水際取締り

タイの税関において、商標及び著作権の侵害品や模倣品について、税関法(B.E.2469(1926))の規定により模倣品の流入を止めることができます。また、その他の知的財産権については取締りの規定がないが、近年は職権による調査がされるようになってきているようです。なお、特許権や意匠権については判断が難しいために積極的には行われていないと言われています。

各国の税関がWTOやTRIPsの規定に基づいて、その監視や適用のレベルを上げているように、タイ税関も、ここ数年国内の政府機関や民間団体と連携を取り、侵害貨物の留置、商標権者やその代理人への通知、侵害品の特定や法律の適用について、実務上の調整や試行を行っています。このように、タイ税関は積極的に侵害品や模倣品を発見し、商標権者や著作権者に公式に通知されるように努力を重ねている模様です。

こうしたタイ税関のサービスを受けるには、知的財産権者は税関に知的財産局を経由した税関保護申請登録や税関に対する税関ウォッチリストへの申請を行うことが必要です。税関はこれらの申請に基づき税関の知的財産侵害防止制圧データベースに対象となる商標権などの情報を登録します。こうして作成されたデータベースやその情報は、税関内部ネットワークやインターネットからも利用できるようになっており、地方の税関を含む税関担当者が侵害監視用の参照として、また権利者情報や連絡先などの情報を確認するツールとして利用しています。

なお、1926年の税関法に対する改正案が2009年に提出されています。その改正案には、対象が「知的財産権の侵害品」と明記され、商標及び意匠に加え、「その他の知的財産権を侵害する商品」が加えられています。被疑侵害品の担保金負担なく72時間まで留置できることや罰則が強化され、10年以内の禁固か侵害額の5倍の罰金、またはその両方が適用されるなど厳しい内容となっています。

以上のようにタイ税関の対応も改善されてきており、税関登録による模倣品対策の効果も期待できます。

● タイ税関の概要

タイ税関は国内を4つの地域に分けて管轄しています。タイ中部、東北部と北部は国境に面しており、税関は国境に配置されています。また、中部から南部にかけては、海に面するために、港に税関が配置されており、タイ全体で約 50 の税関があります。

(1) 地方税関第1支部

タイ中部で、バンコックを中心とし、東にカンボジア、西にミャンマーに挟まれる地域

(2) 地方税関第2支部

タイ東北部で、カンボジアとラオスに隣接し、ナコンラッチャシマのある地域

(3) 地方税関第3支部

タイ北部で、ラオスとミャンマーに隣接し、チェンマイのある地域

(4) 地方税関第4支部

タイ南部で、西にミャンマー、南にマレーシアと隣接し、プーケットのある地域

バンコックにあるタイ中央税関には調査制圧部門が 2003 年に設立され、10 数名の職員が模倣品対策などにあたっており、タイ全体では 200 名を超える専門官が同様の業務を行っています。

● 水際取締りの概要

(1) 知的財産権の税関登録

タイ税関は職権による知的財産権侵害品や模倣品、また密輸品の調査を行います。知的財産権者がその効果を期待するのであれば、積極的な情報の提出が求められます。従って、知的財産権の保護を求める場合には、税関にその対象となる権利の保護を求める申請登録手続きを取ることになります。

税関への知的財産権登録手続きは主に目的別に次の3つの手段があります。

・ 通常の保護申請

特定の個別事件を対象とするものではなく、タイの税関を通過する商品がその知的財産権、主に商標と著作権を無差別に税関が調査確認することを期待するもので、一般的に税関登録と呼ばれる手続きです。

例えば、商標権者(または申請者)による商標権侵害を対象とする場合の手続きは、先ず模倣品の輸出入差止を希望する商標権に関する必要事項を記入した所定の商標保護申請書と一連の関係証明書類を知的財産局に提出します。その後、受理した知的財産局が内容を確認後、税関当局に公式にその申請の記録を要請します。この手続きによる情報の登録には2ヶ月ほどかかります。

商標保護申請書を提出する時の必要書類は、次のようなものです。

- ①公証もしくは証明を受けた商標登録記録書のコピー
- ②公証と領事認証付きの委任状
- ③公証と領事認証付きの会社登記簿の原本
- ④補償責任引受書
- ⑤商標の見本

商標保護申請では、タイに登録商標がなく、ほかの国の登録商標に基づき、保護申請することも可能です。なお、著名商標については、いずれかの国や組織で登録されていることを条件に同じ手続きやサービスを受けることが可能です。

- ・ 特定事件の保護申請

これは、個別特定な侵害のケースであり、知的財産権者が事前の通報や調査結果から侵害品が具体的に通関される情報を得ているような場合に取る申請方法になります。

知的財産権者(または申請者)は一般の申請と同様に、申請書など一式を知的財産局に提出しますが、併せて税関に対しても、貨物が税関を通過するときに容易に特定し、検査できるように貨物検査申請を提出することができます。この手続きでは、知的財産権者は詳しい情報、例えば、模倣品を積んだ船舶名、便名、タイへの到着日や到着地、荷送人、荷受人やそれらの住所などに関する詳しい情報の提供が求められます。

税関は申請に基づき、その荷物を発見することができれば、知的財産権者や代理人の前で、その検査や審査を行います。このように、この手続きは詳しい情報が得られている場合に取りることができるもので、効果が期待できますが、このような詳しい情報が事前に得られる例は限られていると言えます。

- ・ 税関ウォッチリスト申請

知的財産権者にとって、上記のような詳しい情報をいつでも提供できるわけではありません。しかし、何とか税関対策の効果を上げたいとの利用者の希望は多く、このような要請から税関ウォッチリストの制度が、模倣や海賊行為を減少させるために、税関、商標権者や国内の商標代理人の協力で知的財産局に行う手続きとは別に設けられました。

知的財産権者は商標やその他の情報を記載した申請書を税関に提出します。提出された情報は約1ヶ月で、タイ国内のすべての税関で共有されるようになります。このように、簡便で早く効果が期待できる手続きと言えます

ので、現地の法律事務所と相談をすることをお勧めします。

(2) 税関及び侵害品発見後の手続き

税関法の規則により、税関は被疑侵害品を発見した場合、24 時間と言う、短い期間に限り被疑侵害品を留置することができます。留置期限の 24 時間以内に検査や確認がされない場合には、被疑侵害品は輸入業者に引き渡されます。この期間は国際的にも短い期間といえます、権利者や代理人にとっては対応が難しいこととなります。実務上は、合理的な理由があれば、税関はその商品が侵害品であるかどうかを確認するための期間を延長することができます。

税関は、知的財産権者(または申請者)が輸入差止命令の悪用などをしないよう、また輸出入関係者を損害から保護するために、担保金の前払いを申請者に命じる権限を有しています。

(3) 侵害の決定

差止めた被疑製品の侵害が確認されると、税関は輸入(出)業者を、税関法及び商標法に基づく輸入禁止品の輸出行為を対象として、提訴します。税関の委員会には侵害を構成した輸入業者に罰金支払い命令を出す権限があります。輸入(出)業者がその罰金命令に従わない場合、その事件は中央知的財産及び国際取引裁判所に付託されます。中央知的財産及び国際取引裁判所は事件について審理し、輸入(出)業者に対して、不正貨物の最大 4 倍までの罰金を科することができます。支払われた罰金は国庫として収納されます。輸(出)入業者名は刑事罰を受けた記録として残され、再犯を犯した場合は、最大限の処罰をされます。差押えされた貨物は保管され、後日処分されます。

5. 4 調停

知的財産権の紛争に巻き込まれた場合、殆どの知的財産権者が最初に考えることは、その事件が早く、スムーズに、また費用対効果のある方法で解決されることです。裁判所での手続きは侵害者に対する法的措置としてはもちろん効果のある方法ですが、一般的に、その事件が終結するまでにかかなりの時間とコストとを投入することになります。従って、商標権や著作権などの場合、その事件を早期に解決したい知的財産権者は、訴訟に入る前に、調停と呼ばれる別の方法を検討することができます。

2002 年以前は、商標権者が調停を希望する場合、中央知的財産及び国際取引裁判所に調停を依頼していました。しかし、裁判所による調停が成功した例はあまりないことから、知的財産局が 2002 年 7 月 11 日に知的財産権紛争の和解及び仲裁に関する局方針を公布し、知的財産局に知的財産権和解紛争防止室が設置されると、商標権、著作権、特許権及び営業秘密を含む知的財産権全般にわたる可能な救済を行う業務を開始しました。こうしたことを受けて、近年、知的財産局はその調停の実施と有効性を通知するとともに、調停手続きが広く利用されるように国内各所でセミナ

一を行っています。しかし、WIPOが決めた仲裁員に対する報酬やコストの負担割合など内規が決められていないために、十分利用されていない状況にあります。

知的財産権和解紛争防止署による調停手続きは非常に簡単で、手続き全体にかかる期間は通常 2～3 ヶ月です。また、費用は現地代理人の手数料のみで、官費は不要です。手続きは知的財産紛争にかかる一方の当事者が知的財産局において所定の申請書を作成するか、仲裁申請に関する公式の書面を作成して知的財産局に送付することから開始されます。

知的財産局は調停手続きを開始するために、その書類を知的財産権和解紛争防止署に付託します。知的財産権和解紛争防止署の担当者は、その事案のすべての問題点を検討します。また、調停付託書が紛争での問題点、また知的財産権者としての要求を明確にしていない場合、担当官は権利者をオフィスに呼び、請求や要求について確認をします。その担当官は他方の当事者、例えば侵害者に連絡を取ります。侵害者が交渉に同意する場合は、侵害者と問題点について話し合いを行います。そして、侵害者が知的財産権者の請求内容を認める場合、署長と担当官は両者を呼んで調停を開始します。両者が合意できる場合は、知的財産権和解紛争防止署は両者が協議し合意した内容に基づく和解契約書を準備します。和解契約書に署名がされると、その契約書は両社に対する効力が発生します。

複数の世界的な企業はこうした調停方法をとることでタイにおける知的財産権侵害問題解決に成功しています。具体的には、有名ブランドの自動車会社は知的財産局を通じて地方の侵害者との交渉に成功した例があります。2006年から2007年の間に、13件の交渉の例があり、内7件では、商標権者の商標の使用の中止、看板の撤去、店舗の展示の変更などが行われました。一方、特許侵害事件では、特許権者が一年以上侵害者と交渉を続けた難しい案件を、知的財産局を通じた交渉をしたことで、半年で和解できた例もあります。

知的財産局の統計データによると、2003年から2009年までに持ち込まれている侵害案件は約300件強で、著作権関連が全体の79%、次いで商標が13%、特許が7%、加えて営業秘密が数件となっています。これらの事件のうち係属中の案件を除き約55%が和解に至っています。和解した案件の内訳は62%が著作権関連、38%が商標関連、11%が特許関連となっています。このように、裁判所や警察などの権利行使ルートではなく、知的財産局の担当官が政府の職員として交渉に参加する調停手続きには、事件に協力的でない侵害者との接点を持つことができる機会を作れることもあり、また比較的lowコストで解決の道筋を模索することもできるというメリットがあります。知的財産局はこうした調停活動に関する広報活動を強化しているため、毎年その件数も増える傾向にあります。最近では、年間100件弱の調停が行われていますが、こうした知的財産局による調停も知的財産権侵害問題を解決するのに効果的な一つの対応策となりつつあります。

5.5 その他の紛争処理

タイではオンラインやインターネット上での問題を規定する法律はなく、商標法や刑法の規定が適用されます。インターネット上での登録商標侵害やパッシングオフなどは、既に説明した刑事や民事の対象となります。従って、一般的には、知的財産権者はインターネット事業者に連絡を取り、そうした侵害者の特定をし、必要な情報を収集の上、警察に告訴の手続きに進むことになります。

一方、最近、情報通信技術省(MICT)はサイバークリーンプロジェクトを展開しており、国家経済や王室に悪影響のあるインターネットの利用について、特別調査部(DSI)を設立し、DSI-サイバーフォースと称して、調査や犯罪防止活動を行っています。社会的に影響のあるような大きな模倣被害などについては、特別調査部に連絡を取ることで対応も可能ですので、現地の法律事務所などにインターネットを含むネットワーク上での侵害監視を含め、現地の法律事務所を通じて対応を相談することをお勧めします。

6. 留意事項

既に説明したように、タイにおける侵害対応では警察を利用した刑事事件としての対応が一般的であり、その場合、侵害者は一般的に罪を認める傾向にあります。従って、実務上、侵害者による通常の防衛行動は見られないのが一般的です。

タイにおける侵害事件で良くある問題は、商標などの自社の知的財産権が登録されていない場合です。もし、対象となる商標が登録されていない場合、また登録されていたとしても同一でない場合や指定商品が異なる場合、商標の類似や非類似の判断よりは、侵害者には公衆に対して商品が真正製品であると誤認させる意図があったことを証明することに力点をおくことになります。

次に、侵害者が保有する知的財産権について、権利行使前の調査が不十分な場合があります。侵害者は他人の商標や特許を不当に登録しているかもしれません。このような場合は、本来の知的財産権者は権利行使前に、侵害者が保有する商標や特許を取消す手続きを行う必要があります。こうした手続きをせずに権利行使をすると、侵害者から反訴される可能性が残りますので、権利行使前に相手側が保持する知的財産権について、調査をすることが必要です。

また、特許侵害では、最も一般的な防御方法として、特許の新規性欠如を理由に無効が争われることがあります。一方、著作権侵害では、最も一般的にとられる防御方法として、侵害者による個別の著作物に創作性があるとの主張や

対象となる著作物がカタログなどで独創性が欠如するなど著作権法上の著作物性がないと反論を受けることがあります。また、民事事件では裁判所の判決に対して、判決を先延ばしにするために、最高裁判所に上告することが一般的に行われており、更に2～3年事件が係属することになります。こうした反論や反抗については、十分事前に検討のうえ、民事訴訟を介することが肝要です。

刑罰について、裁判所は初犯の侵害者に対しては主に罰金刑を科します。また、たとえ禁錮刑の対象であっても、そうした実刑を行わない場合が良くあります。商標権侵害の場合の一般的な罰金は、現在のところ製品当たり100～150タイバーツで算定されており、侵害品が大量な場合や社会的な影響が多大である場合にのみ、禁錮刑を執行している模様です。

関連する法規は知的財産に関するものをあげていますが、他に消費者保護法、不公正契約条件法、取引競争法などがありますので、対応する官庁は異なりますが、現地弁護士と相談して、適切かつ可能な対応を模索することもお勧めします。

7. その他の関連団体

7.1 名称: タイ知的財産協会

Intellectual Property Association of Thailand

住所: One Pacific Place, 9th Floor,
140, Sukhumvit Road, Klongtoey District,
Bangkok 10110, Thailand

電話: +66-2254-8858

FAX: +66-2254-2550

Website: <http://www.ipat.or.th>

7.2 名称: JV : MCT-Phonorights

JV : MCT Phonorights は 音楽著作権料回収団体

住所: 23/17-18, Soi Soonvijai,
Rama 9 Road, Bangkok, Huaykwang District,
Bangkok 10310, Thailand

電話: +66-2641-5211～3

FAX: +66-2641-1009

Website: <http://www.1stopmusic.com/>

7.3 名称: Thai Entertainment Contents Trade Association (TECA)

タイ芸能作品取引協会

住所: 23/17-18, Soi Soonvijai, Rama 9 Road,

Bangkapi, Huaykwang District,
Bangkok 10310, Thailand
電話： +66-2203-1002～3
FAX： +66-2203-1010
Website： <http://www.teca.co.th/>

7.4 名称： タイ映画協会

Motion Picture Association (Thailand) Ltd
住所： 9/196, 3rd Floor, GOT 2 Building,
Soi Rachapracha 4 (Rachadapisek 29)
Rachadapisek Rd., Jatujak District,
Bangkok 10900, Thailand
電話： +66-2556-0912～4
FAX： +66-2556-0915
Website： <http://www.mpathailand.org/>